食品衛生責任者養成講習会の内容が新しくなりました

食品衛生法の改正により、令和 3 年 6 月から全ての食品等事業者が HACCP に沿った衛生管理を 実施することが義務付けられました。

このため、新たに HACCP に沿った衛生管理の内容を追加した 6 時間の食品衛生責任者養成講習 会のカリキュラムが国から通知され、その講習会を修了した者が、食品衛生責任者の資格として認められることになりました。

大阪府では令和2年10月から新カリキュラムでの講習会を始めています。

それ以前に食品衛生責任者になられた方は、大阪府管内では以下のとおりとなりますので、ご確認ください。

(1)平成 10 年 5 月以降に大阪府で 6 時間の	今後も引き続き食品衛生責任者の資格として認めら
食品衛生責任者養成講習会を修了された方	れます。
(2)平成 10 年 4 月までに大阪府で 4 時間の	2 時間の食品衛生責任者補充講習会(5,000 円)を
食品衛生責任者認定講習会を修了された方	受講する必要があります。受講後は、6 時間の食品衛
	生責任者養成講習会修了者と同じ修了証が交付され
	ます。
	法改正前から営業許可のある施設の食品衛生責任者
	の方は、その許可の有効期限が満了した後 1 年間の
	間に受講してください。
(3)昭和58年9月時点で営業を行っていて、	6 時間の食品衛生責任者養成講習会(10,500円)を
(1)と(2)の講習会を修了していない方	受講する必要があります。
	法改正前から営業許可のある施設の食品衛生責任者
	の方は、その許可の有効期限が満了した後 1 年間の
	間に受講してください。
(4)大阪府外で食品衛生責任者の講習会を修了	受講した自治体に大阪府から確認し、令和 3 年 6 月
した方	1 日以降も食品衛生責任者の資格として認められる
	場合は、大阪府管内でも資格として認められます。

受講を希望される方は、(公社)大阪食品衛生協会ホームページにてお申し込みください。 (食品衛生責任者補充講習会の受付は、令和3年6月21日から開始を予定しております)

(公社)大阪食品衛生協会URL: https://www.ofha.or.jp/enterprise/sekininsya.html



(講習会申込以外のお問合せ先)※ 大阪府健康医療部生活衛生室食の安全推進課 食品安全グループ 06-6944-6703 平日 9:00-17:30

もしくは、府内保健所

※大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市に施設がある場合は、 各市の保健所にお問い合わせください。